

第14回大空町農業委員会総会議事録

令和6年7月19日 第14回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

2番 上田 英樹	3番 渡辺 誠	4番 古田 牧子
5番 児山 高	6番 渡邊 恵二	7番 小川 一浩
8番 福田 英信	9番 福田 重幸	10番 佐久間 仁
12番 真鍋 剛	13番 佐々木 経一	14番 森 英章
15番 仲西 政克	16番 高橋 敬義	17番 長尾 照幸
19番 岡本 シゲ子	20番 遠藤 哲也	21番 佐野 一義
22番 先崎 教之	23番 丹羽 真治	24番 石田 正俊

(2) 欠席者

1番 斎藤 宏幸	11番 増子 昭雄	18番 追分 敏行
----------	-----------	-----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主事 仙石 陸	主事 中村 遥樹
------------	---------	----------

第14回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第14回総会を開催いたしたいと存じます。 それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。 前文から朗読いたします、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 委員の皆様におかれましては、大変お暑い中、また大変お忙しい中、第14回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 去る5日には三町親睦パークゴルフ、9日から11日には、農業委員会研修会を行いました。委員の皆様におかれましては、お忙しい中での参加ありがとうございました。また、森委員におかれましては、急遽バスを運転していただくことになり、大変ありがとうございました。不調なバスの運転で疲れも倍増したのではないかと考えております。大変ありがとうございました。 本日も熱波が吹き荒れており、麦も随分と水分が落ちてまいりまして、来週には麦刈りも始まるのではないかと考えております。ですが、週間予報を見ますと20日からしばらく雨予報で天気はよろしくないのでもちょっと心配しているところではあります。 皆様におかれましては、これから収穫管理作業と忙しくなります。大型機械での夜間作業も多くなりますので、健康に留意され、事故のないよう作業されることをご祈念申し上げ、開会の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	6月25日開催の第13回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告説明)
石田会長	ただ今より、第14回農業委員会総会を開催いたします。 (午後2時06分)

石川局長	ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。
石田会長	ただいまの出席委員は、21名であります。 斎藤委員、増子委員、迫分委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号まで計12件であります。
中村主事	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、10番佐久間仁委員、13番佐々木経一委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石田会長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和6年7月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、親から経営主である子への贈与の案件でございます。なお、山園の二筆につきましては、持分が複数名に分かれておりますので、所有権ではなく持分のみの移転となっております。図面につきましては、贈与のため省略させていただいておりますのでご了承ください。 農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この件につきましては、町が所有する土地を隣接で耕作する譲受人に売買する新規案件でございます。図面につきましては、1 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 なお、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、借主の経営に伴う使用貸借案件のため、図面につきましては省略しておりますのでご了承ください。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当しないことを確認しております。ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。

中村主事	【議案第 1 号利用権設定関係 2 番朗読】 この件につきましては、親から経営主である子へ貸付けを行う新規案件でございます。図面につきましては、使用貸借のため省略させていただきますのでご了承ください。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当しないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第 1 号利用権設定関係 3 番朗読】

	この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては2ページに掲載しておりますのでご確認ください。 農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当しないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和

	55年法律第65号)第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和6年7月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第2号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。7月4日に第3地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。図面につきましては省略させていただいておりますので、ご了承ください。 なお、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和6年7月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第3号1番朗読】

	この件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申出を受け、7月4日に第3地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、といったったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者については、朝日地区の〇〇氏となっております。図面については、3ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして、申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第3号2番朗読】 この件につきましても、新規案件となっております。 あっせんの申出を受け、7月4日に第3地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、といったったところであります。

	なお、公社買入後の一時貸付予定者については、朝日地区の〇〇氏となつてございます。図面については、４ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第３地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあつた農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、５年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより２番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号２番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よつて本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和６年７月１９日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第４号所有権移転関係１番朗読】 この案件につきましては、特例事業に伴う農業公社との買入に係る案件となっております。

	5月の総会において買入協議の要請について議決をいただいております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第5号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和6年7月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第5号1番朗読】 この件については、7月4日に第5地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、5ページに掲載してございますのでご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、7月4日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。

石田会長	これより 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 5 号 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 5 号 2 番朗読】 この件については、7 月 4 日に第 5 地区農業委員にて現地調査を行 っており、農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。 図面につきましては、6 ページに掲載してございますのでご参照 願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区副委員長より補足説明があればお願いし ます。
副委員長	当案件につきましては、7 月 4 日に第 5 地区委員及び事務局職員で 現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 5 号 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

仙石主事	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に３番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。 【議案第５号３番朗読】 この件については、７月１７日に第５地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、７ページに掲載してございますのでご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第５地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、７月１７日に第５地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより３番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第５号３番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第１号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第１号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成２０年農業委員会規則第１号）第１８条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和６年７月１９日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。

石田会長 委員 石田会長	【報告第 1 号朗読】 以上です。 この件について何かご意見ございませんか。 (なしの声) これにて、報告第 1 号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後 2 時 3 7 分終了)
-----------------------------------	--